農協合併へのあゆみ　その一

南国市下の十三農協が先般の会合において、合併助成法の適用される四十七年三月末日までに合併を完了することを申し合わせたようで誠にけっこうなことであります。もちろん、個々の農協にはそれぞれの問題点があり、総会の議決を経なければ役員の一存では実現に至らないため、まだかなりの時間が必要とされていますが、四十五年度の総会ですでに合併の議決を完了した農協もあるようです。

最初合併の話が持ちあがってからもう五年にもなります。当時は有線電話などの問題も絡んで中断されていましたが、昨年来再燃してきたのはやはり時代の流れというほかはありません。

変革期と言われるほどの、かつてない難局に当面した現農業を打開するためには、農協が過去の惰行的意識から脱却して、単なる利潤追求を主目的とした運営から離れ、農業の防波堤と言われる農協本来の使命にめざめて活発な活動を展開することと、強力な組織と経済力を必要とします。

次に県下の農協合併の状況は約半数が完了していて、この比率は全国的に見ても同じことです。

現在須崎市の農協が県下最大の規模を誇っていて、貯金額も三十億に余るようですが、若し南国市下の農協が合併すると貯金額も七十億近くなって、内容外観共に強力な大農協が誕生することになります。

なぜ合併は推進されなければならないか。

高知県農協合併対策本部の発表したものをみてみますと、

▼生産性の高い農業を育成し、地域の農業の近代化を自らすすめられる農協であること。

▼組合員の生活を守り、農村の建設をにない得ること。

▼各種事業を専門的、効率的におこなう経営体制を持つ農協。

▼協同組合として、組合員の意思が常に反映され、民主的な運営が確保されること。

▼職員の能力を生かし、働きがいのある職場として、誇りの持てる農協であること。

▼農協が合併すれば今までできなかった事業ができる。

▼専門的技術をもった営農指導員をおくことができる。

▼規模の大きい近代的な共同利用施設の設置などが可能となる。

たとえば、育苗センター、低温倉庫、農機具・車輌サービスセンター、野菜集荷場、果樹選果場、共同出荷場、食肉銀行、放牧集乳施設、生活センター、燃料供給センター、共同大型機械（トラクター、コンバインなど）請負耕作施設。

▼組合員のサービスが強化される。

▼貸し金利が下ること。

▼資金量が飛躍的に増大するので資金コストがさがり、低利資金を大量に貸しだすことができる。

▼手数料の引き下げができること。

▼購買販売の取り扱い量が増大するので、採算のとれた経営が可能となり、コスト低減により、手数料の引き下げができる。

▼職員の適正配置が可能となること。

▼事務の機械化、合理化により余剰労力で組合員の要望に応えることができる。

▼有能な人材の確保ができること。

▼広い範囲から有能な人材を得ることが容易となり、さらに教育訓練が徹底するので、能率向上がはかられること。

などが示されています。

次に見逃してならないのは、農薬、肥料などの購入が二段制にできることです。農協の品物は高いとよく言われますが、これは県経済連を通じて仕入れをしているからで、大農協になれば全購連と直接の取引きができ、安価に提供できます。

隣県の愛媛・香川などは一県一農協を目標に合併を推進しているようですが、誠に前進した考えといえます。

農業は曲がりかどにきている

米の問題に端を発して、農業はいま大きな曲がりかどに立たされています。農業が曲がりかどにきていることは、農協もまた曲がりかどにきていることであり、農業の繁栄なくして農協の発展はあり得ないと言えましょう。

かつては恵まれた環境下の単協役員は、居眠りしていてでもその運営は結構やってゆけたが、あすからはそうはゆかないでしょう。それは農業に対する国の姿勢が変わってきたためです。いままでは過保護だといわれたほどに農業が大切に扱われてきましたが、主食が充足し余りだすと、みずから道を開けという農業政策に変わってきました。

それは国の方針が農業立国から工業立国へ鞍替えされ、農業がまま手扱いされだした根本理由にもよるものです。

十市梨夫

市街化調整区域内に土地をお持ちの方へ

南国市の市街化調整区域内で農林漁業以外の方が、自分の住居や、自分の業務用の建築物を建てるため、昭和45年10月31日までに土地を所有していた方が行なう宅地造成や、建築物を建てる目的で宅地を持っている方は、

昭和46年4月30日までに　既存の権利を知事に（市町村を経由して）届出てください。この届出をしておきませんと、自分の住居や自分の業務用の建築物を建てられなくなります。

くわしいことは
高知県土木部都市建設課　TEL 23—1111　内線593
南国市役所　建設課　TEL 4—2111
におたずねください。